

# スチュワードシップ責任に対する当社の取り組み方針

2023年6月27日制定  
Global X Japan 株式会社

当社は、2014年2月に公表され、2020年3月に改訂されました「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、本コード）の趣旨に賛同し、本コードの受け入れを表明いたします。

当社では、受託者責任を遂行すべく、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客や受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ってまいります。

## 【原則1】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長に資すべく、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき、各方針を策定しています。議決権の行使について定めた「議決権行使に関する方針」を当社ウェブサイト公表しています。

## 【原則2】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、受託者責任を全うするために、お客様の利益を第一に考えた業務運営に努め、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、「利益相反管理方針」を策定しています。スチュワードシップ活動を行うにあたっては、経営と運用の分離の観点から、CIO（Chief Investment Officer）を委員長としスチュワードシップ活動に関わる関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」を設置し、スチュワードシップ活動に関する方針を決定しています。

### 【原則 3】

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、ETF の運用会社として 革新的な ETF 提供を目標に、成長テーマ型 ETF、インカム型 ETF などを運用して顧客に付加価値を提供することに注力します。運用ソリューション部が中心となり、各運用戦略、運用スタイルの特徴及び内容等を総合的に判断したうえで、決算説明会、スモールミーティング、企業取材等を通じて、投資先企業の経営状態や財務状況等を的確に把握するよう努めてまいります。

### 【原則 4】

機関投資家は、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、ETF 運用会社としてスチュワードシップ責任を果たすために、中長期的視点から投資先企業の企業価値や持続可能性（サステナビリティ）の向上に向け、当該企業との認識の共有を図るよう努めてまいります。また、投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うこと目指してまいります。

### 【原則 5】

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に基づき、「議決権の行使に関する方針」を定めています。

当社は、当社の議決権行使に関する予見性を高めること及び、企業等に賛否判断理由を把握していただくことは、企業等との建設的な対話に資するものと考えています。そのため、詳細な賛否判断基準を公開しています。今後も、理由の開示が必要と判断した議案について、わかりやすい開示を行うよう努めます。

**【原則 6】**

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすため、議決権行使結果等のスチュワードシップ活動の状況について、定期的に当社ホームページにて公表しています。

**【原則 7】**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、ETF 運用会社としてスチュワードシップ責任を果たすために必要な態勢整備を進めてまいります。また、運用ソリューション部が中心となり、企業の財務、非財務、持続可能性（サステナビリティ）に関する情報及び知見を当社内で共有することで、投資先企業との対話や判断を適切に行うための実力の向上を図るよう努めてまいります。